

試験・成績

単位を修得するためには、履修登録した授業科目につき、その授業を受け、かつ試験に合格しなければなりません。試験の方法は、それぞれの授業科目に応じて筆記・口述・レポート・論文・作品の製作・実技などによって行われます。

1.試験の種類

■ 学期末試験

原則として定期試験期間内に行われますが、試験の日時・場所等の調整が行われることもあります。

■ 追試験

学期末試験を以下の事由により受験することができなかった場合、追試験が実施されます。必ず、欠席当日を含めて3日以内に教務課に連絡をした上で、証明書類を欠席連絡日から1週間以内に教務課に提出してください(連絡方法は電話に限ります)。

- ・病気の場合 (注)医師の診断書が必要になります。
- ・就職試験と日時が重複した場合 (注)教務課の所定用紙に記入し、キャリアセンターの証明印をもらってください。
- ・忌引(1 親等の親族(父母)の場合は連続した7日間まで、2 親等の親族(祖父母・兄弟姉妹)の場合は連続した3日間まで、3 親等の親族(曾祖父母・伯叔父母・甥姪)の場合は1日のみ) (注)死亡を証明する書類が必要です(コピー可)。
- ・その他、特別な事情により、教務部長が正当と認めた場合

■ 再試験

試験の結果不合格になった科目について、以下の条件に該当する場合には、再試験を受験することが可能です。

・薬学部・・・総合教養科目の必修科目(実習科目を除く)及び選択必修科目、外国語教育科目(英語科目のみ)、専門教育科目の必修科目(演習・実習科目を除く)及び選択必修科目については、再試験が実施されます。

・ただし、卒業特別講義については別に定めます。

・人文科学部、教育学部、経営学部・・・卒業年次生で、その年度の試験の結果、卒業に必要な単位の内 10 単位以内の不足がある場合に限り、不足単位数の範囲内で再試験を受けることができます。

・短大・・・卒業年次生で、その年度の試験の結果、卒業又は各種資格取得に必要な単位の内 6 単位以内の不足がある場合に限り、不足単位数の範囲内で再試験を受けることができます。

再試験を受験するには、教務課の所定の用紙に必要事項を記入し、所定の申し込み期間内に受験手数料(1科目あたり1000円)とともに教務課に提出してください。

2.試験受験時の注意

■ 受験資格

- ・ 受験資格のない科目の試験を受験しても、その成績は無効となります。
- ・ 試験を受験するときは、必ず学生証を机の上に提示してください。学生証の提示がないと試験を受験することができません。
- ・ 試験当日に学生証を忘れた場合は、教務課で仮学生証の交付を受けてください(仮学生証は交付当日のみ有効です)。

■ 欠席連絡

- ・ 試験を欠席する場合は、欠席当日を含め3日以内に必ず教務課に電話で連絡してください。連絡がないと追試験を受験することができなくなる場合があります。(TEL.086-271-8120)

■ 入退室

- 試験開始後20分経過後は、試験場に入場できません。
- 試験開始後30分経過するまでは、試験場から退場できません。
- 一度退場した後で再入場することはできません。
- 途中退場した者は、試験が完了しても、答案回収の整理が済むまで再入場することはできません。

■ 試験会場内での注意事項

- 試験会場では、座席表で指定された席に着いてください。席が指定されていない場合は監督者の指示に従ってください。
- 筆記用具その他許可された物以外は各自の足下に置いてください。
- スマートフォン・携帯電話については、電源を切り机上に置いてください。
- 下敷きは原則として使用禁止です。
- 答案及び問題用紙は、試験場外へ持ち出さないでください。

3. 試験中の不正行為

試験中に以下の行為を行った場合、直ちに退場を命ずるとともに、当該授業科目の試験日を含め、以後の受験を停止したうえ、学内に公示します。そして、不正行為の行われた学期に履修した科目(当該学年における通年履修科目を含む)を全て0点とします。

- 代人が受験したり、受験を依頼すること。
- 持込を許可されていないノート、書籍、辞書、携帯電話、電子辞書等の電子機器類等を使用すること。
- 持込を許可されているノート、書籍、辞書、電子辞書類等を試験時間中に貸し借りすること。
- あらかじめ机等に書き込むことまたはカンニングペーパー等を使用もしくは所持すること。
- 他人の答案を書き写す、または他人に自己の答案を写させること。
- 他人と答案用紙を交換すること。
- 試験時間中に私語をすること。
- 試験監督者の指示に従わない、または公正な試験を妨げる行為をすること。

以上に類する行為をすること。

4.レポート試験

試験に代わるレポートの提出方法は以下のとおりです。

■ 体裁

- ・ 字数や表紙の有無などレポートの様式については、授業担当者の指示に従ってください。

■ 提出

- ・ 指定された場所(担当教員または教務課など)に、本人が直接提出してください。
- ・ 一度提出したレポートの変更訂正は認められません。
- ・ 提出の締切日時は厳守すること。

事務受付時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

5.単位の修得及び学業成績

授業科目の授業を受け、かつ試験等に合格した者は、その授業科目の課程を修了したものと認められ、所定の単位が与えられます。

- ・学業成績及び成績の評語は下の表のとおりです。60点以上を合格、60点未満を不合格とします。

点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下	
成績証明書	秀	優	良	可	不可	
成績表	S	A	B	C	D	E
再試験受験資格	—	—	—	—	有	無

- ・再試験による成績は、最高60点までとします。
- ・成績表は、各学期末に保証人宛に送付されます。また、4月の履修指導時に学生本人に配付します。

■ GPA(Grade Point Average)制度について

本学では、GPA制度を導入しています。GPAとは、授業ごとの成績評価(秀, 優, 良, 可, 不可)に対応する点数(GP: Grade Point)を付与して、1単位あたりの平均値を算出し一定水準に到達しているかどうかを評価する制度のことです。

◎ GPA制度の目的

1. 成績不振の学生を早期に発見し、担任制度や科目担当教員による適切な支援・指導を行います。
2. GPA評価により、自らの成績を客観的に自己評価し、学習意欲の向上を図ります。
3. 修得単位数だけでなく、GPA評価により個々の科目のレベルアップを図るよう喚起します。
4. GPAを目安にして、履修登録科目数の自主規制を促し、目標達成のための計画的履修を促します。
5. 標語評価に加え、厳格なGPA評価により、総合的な学力の向上及び質の保証を図ります。

◎ Grade Point(GP)は、以下の通りとします。

GPA制度による成績評価				
成績 (評点)	評語 (成績証明書)	評語 (成績表)	G P	判定
90～100点	秀	S	4	合格
80～ 89点	優	A	3	
70～ 79点	良	B	2	
60～ 69点	可	C	1	
0～ 59点	不可	D・E(注)	0	不合格

(注)卒業年次生に限り不可科目については、一定の条件のもと再試験が実施されるが、E判定で不可になった場合は、再試験の受験資格がありません。

◎ GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修登録科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数)の合計}}{\text{履修登録科目の単位数の合計}}$$

卒業要件に含まれない科目は、GPA対象科目ではありません。

◎ GPAの利用法

GPAは、成績証明書や成績表には記載されず、別途配付します。

GPAによって学習状況の把握ができます。例えば、GPAが2以下の場合、それぞれの科目で期待されている達成度よりも低い状態が多いことを示しており、奮起が必要です。また、前の学期よりも

GPAが下がっていれば、学習上に何らかの問題があります。このように、学期毎のGPA値を見ながら、自主的かつ意欲的な履修計画に利用できます。

GPAは、教員による修学指導の他、奨学金、表彰等の対象者の選考に利用されることがあります。

■ 成績評価への異義申立について

(1) 申立事由

学生は次のいずれかに該当する場合に、成績の異義申立を行うことができる。

- ① 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ② シラバスまたは担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から明らかに逸脱していると思われるもの
- ③ その他異義申立を行うにあたり合理的または客観的な根拠があると思われるもの
根拠を示さずに、その評価になった理由のみを尋ねたり成績の再考を求めたりするものは受付できない。

(2) 申立手続き

「成績評価についての異義申立書」に必要事項を記入し、R館1階教務課(総合受付)に提出すること。

(3) 申立期間等

- ・ 成績の開示日から起算して7日間(休業日等受付休止日を除く)を申立期間とする。具体的な日付等は各成績の開示ごとに提示等で告知する。
- ・ 担当教員は教務課を通して速やかに書面で回答する。申立者は回答書を交付する旨の通知を受けた日から起算して3日以内(休業日等を除く)に教務課で回答書を受領すること。
- ・ 回答を受けてさらに異義申立をする場合は、回答書受領日から3日以内(休業日等を除く)にR館1階教務課(総合受付)に新たに異義申立書を提出すること。この場合は教務委員会で対応を協議する。
- ・ いずれの場合も期限を過ぎての申立には原則として応じられない。

6. 単位互換制度について

■ 大学の単位互換

本学では、大学コンソーシアム岡山に加盟している以下の大学と単位互換協定を結んでおり、各大学の開放科目を履修することができます。これらの科目を修得した場合、自由選択枠の範囲内で卒業要件に含めることができます。

■ 短大の単位互換

本学では、就実大学と単位互換協定を結んでおり、指定科目を履修することができます。これらの科目を修得した場合、卒業要件に含めることができます。

■ 申し込み手続き

履修希望者は、履修説明会に出席の上、所定の申し込み期間中に教務課に申し込みを行ってください。

7. 英検・TOEFL・TOEIC・漢字検定の単位認定について

(大学のみ)

英検・TOEFL・TOEIC・漢字検定で一定の成績を修めた場合、成績に応じて単位が認定されます(ただし、漢字検定は人文科学部の表現文化学科・実践英語学科・総合歴史学科のみ)。受験時期は、入学前、入学後を問いません。

■ 人文科学部・教育学部

下の表のとおり、成績に応じて単位が認定されます。認定された単位は、「検定外国語」または「漢字検定」の単位として認定されます(実際に開講されている授業ではなく、単位認定のための科目名です)。「検定外国語」および「漢字検定」の単位は、年間履修登録単位数の上限48単位の枠外となります。

す(年間48単位分の履修登録を行い、さらに検定外国語・漢字検定の単位を申請することも可能です)。
 検定外国語の単位数の上限は8単位、漢字検定の単位数の上限は2単位です。

○申請手続き

単位認定申請書に必要事項を記入し、合格証明書又は成績証明書とともに教務課に提出してください。
 7月末日までに申請があった分については当該年度の前期の単位として、1月末日までに申請があつた分については当該年度の後期の単位として認定されます。

認定単位数	2	4	6	8
実用英語技能検定 試験(英検)	—	準1級	—	1級
TOEFL PBT	480～519点	520～559点	560～599点	600～677点
TOEFL CBT	157～189点	190～219点	220～249点	250～300点
TOEFL iBT	54～67点	68～82点	83～99点	100～120点
TOEIC	550～619点	620～729点	730～859点	860～990点

認定単位数	1	2
漢字検定	準1級	1級

■薬学部

下の表のとおり、成績に応じて単位が認定されます。認定された単位は、English ReadingI・II, English CompositionI・IIのうちいずれかの単位として上限4単位まで認定されます(当該科目の履修が免除されます。例えば、4単位が認定された場合、上記4科目の単位が全て認定され、各科目の履修が免除されます)。

○申請手続き

4月の履修登録期間又は9月の後期追加登録期間に、単位認定申請書に必要事項を記入し、合格証明書又は成績証明書とともに教務課に提出してください。

認定単位数	2	4
実用英語技能検定試験(英検)	準1級	1級
TOEFL PBT	520～599点	600～677点
TOEFL CBT	190～249点	250～300点

TOEFL iBT	68～99 点	100～120 点
TOEIC	620～859 点	860～990 点

■ 経営学部

下の表のとおり、成績に応じて単位が認定されます。認定された単位は、「漢字検定」の単位として認定されます(実際に開講されている授業ではなく、単位認定のための科目名です。「漢字検定」の単位は、年間履修登録単位数の上限の枠外となります(年間登録単位数上限の履修登録を行い、さらに漢字検定の単位を申請することも可能です)。漢字検定の単位数の上限は2単位です。

○申請手続き

単位認定申請書に必要事項を記入し、合格証明書又は成績証明書とともに教務課に提出してください。7月末日までに申請があった分については当該年度の前期の単位として、1月末日までに申請があった分については当該年度の後期の単位として認定されます。

認定単位数	1	2
漢字検定	準1級	1級

■ その他

- 複数の試験による申請があった場合、最も多くの単位数が認定される検定試験の成績を元に認定単位数が決定されます。
- 例: 人文科学部生が、英検で準1級に合格するとともにTOEICで730点を獲得した場合、英検により認定される単位数は4であり、TOEICにより認定される単位数は6であるので、6単位が検定外国語の単位として認定されます。
- 以前に単位が認定されており、その後それを上回る成績を修めた場合、その差の単位が新たに追加認定されます。

例: 薬学部生が、以前に英検で準1級に合格して2単位が認定されており、その後新たに1級に合格した場合、新たに2単位が追加で認定されます(合計で4単位が認定されます)。